

## 未来につなぐやまぐち共育で応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、未来につなぐやまぐち共育で応援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、山口県補助金等交付規則（平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、男女ともに子育てしやすい職場環境づくりを支援することにより、仕事と育児・家事の両立可能な山口県の実現に向け、子育てを地域全体で行うことが当たり前の“とも×いく”の実践・定着を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 「やまぐち“とも×いく”応援企業」とは、「やまぐち“とも×いく”応援企業登録制度」（令和6年2月13日要綱制定）により登録した事業者をいう。
- (2) “とも×いく”とは、共育てという意味と、家族や地域社会、企業なども育児に加わり、山口県全体で子育て中の方を応援し、共に育てることが当たり前の社会の実現を図ることをいう。
- (3) この要綱において、「みなし大企業」とは、次の各号のいずれかに該当する中小企業者をいう。
  - ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有
  - イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有
  - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占める。

(交付の対象事業及び補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 山口県共育で応援補助事業
  - (2) 山口県共育でサポート職場環境づくりサービス創造補助事業
- 2 補助金の交付の対象の補助事業者、補助対象事業、補助対象経費、補助率及び補助額は、前項第1号に定める事業においては別表1及び別表2に、前項第2号に定める事業においては別表3に定めるとおりとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する事業は、交付の対象外とする。
- (1) 規則第3条第1項の申請書の提出時において既に着手されている事業
  - (2) 他の補助金等の交付を受けて行われる事業（交付の対象となる経費が重複するもの。）

(交付の申請)

第5条 規則第3条第1項の申請書は、前条第1項第1号に定める事業においては別記第1号様式により、同項第2号に定める事業においては別記第2号様式によらなければならない。

- 2 規則第3条第1項の知事が定める期日は、別途通知する日とする。

(交付の条件)

第6条 知事は、規則第4条第1項の規定により補助金の交付の決定をするときは、補助事業が当該年度の2月末日までに完了することをその条件とする。

2 前項の規定は、規則第4条第3項の規定により条件を追加して付することを妨げるものではない。

(補助事業の変更等に係る承認の申請等)

第7条 規則第8条第1項の申請書は、別記第3号様式によらなければならない。

2 規則第8条第1項ただし書の知事が定める軽微な変更は、次の各号に定めるもの以外の変更とする。

(1) 補助金の増額を伴う変更

(2) 補助金の20%を超える減額を伴う変更

(実績報告)

第8条 規則第11条の実績報告書は、第3条第1項第1号に定める事業においては別記第4号様式により、同項第2号に定める事業においては別記第5号様式によらなければならない。

2 前項の実績報告書は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(補助金の返還)

第9条 知事は、この補助金の支給を受けた事業者が、偽りその他不正な行為によって補助金の支給を受けたと認められるときは、規則第14条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合、規則第15条の規定により補助金の返還を命ぜられた補助事業者は、当該補助金を返還しなければならない。

(財産の管理等)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了した後も、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って効果的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、取得財産管理台帳（別記第6号様式）を備え、管理しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

| 事業区分                        | 補助事業者  | 補助対象事業  | 補助対象経費   | 補助率 | 補助額   |
|-----------------------------|--|---|--|-----|---|
| 山口県共育て応援補助金事業(① テレワーク環境等整備) | <p>やまぐち“とも×いく”応援企業のうち中小企業者等(別表2に定める者)であって、以下(1)～(4)を全て満たす事業者(国又は地方公共団体の出資を受けている者及びみなし大企業を除く。)</p> <p>(1)常時雇用する労働者が2名以上であること</p> <p>(2)宗教団体や政治活動を主たる目的とする事業主もしくは暴力団または暴力団員の統制下にある事業者ではないこと</p> <p>(3)県税の滞納がないこと</p> <p>(4)過去3年間に労働関係法令に違反する重大な事実がないこと</p> | 補助対象者が子育てしやすい職場環境づくりのために行うテレワーク環境等整備                  | <p>育児中(小学校就学期頃まで)の者がテレワークを実施する際に必要な機器等の整備に要する経費から次に掲げる経費を除いた額とする。</p> <p>(1)補助対象者の事業の運営に係る経常的な経費</p> <p>(2)人件費</p> <p>(3)個人給付的な経費</p> <p>(4)(1)から(3)までに掲げるもののほか、補助対象経費として不適当と知事が認める経費</p>                | 1/2 | <p>1事業者あたり、左の補助対象経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と1,000千円とを比較して少ない方の額を補助額とする。</p> <p>ただし、算出された額が千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。</p> |
| 山口県共育て応援補助金事業(② 職場復帰支援)     |  | 補助対象者が行う育休からの職場復帰時や育児時短勤務期間終了後の者が働きやすい職場環境づくりのために行う取組 | <p>職場復帰支援に係る事業の実施に要する経費から次に掲げる経費を除いた額とする。</p> <p>(1)補助対象者の事業の運営に係る経常的な経費</p> <p>(2)人件費</p> <p>(3)個人給付的な経費</p> <p>(4)(1)から(3)までに掲げるもののほか、補助対象経費として不適当と知事が認める経費</p> <p>(職場復帰支援に係る事業)</p> <p>・育児中(小学校就学</p> |     |   |

|                              |  |                                     |   |  |  |
|------------------------------|--|-------------------------------------|---|--|--|
|                              |  |                                     | <p>終期項まで)の者の柔軟な働き方の導入に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・育児中(小学校就学終期項まで)の者、育休からの復職者等の人事評価制度導入に要する経費</li> <li>・育休中及び育休復帰後1年以内の者が受講するリスキリング講座等の受講に要する経費</li> <li>・育児中(小学校就学終期項まで)の者が利用する家事代行サービスやファミリーサポートセンター等、仕事と子育ての両立のために必要なサービスの利用料の助成に要する経費</li> </ul> |  |  |
| <p>山口県子育て応援補助金事業(③子連れ出勤)</p> |  | <p>補助対象者が行う子連れ出勤を可能とするための職場環境整備</p> | <p>育児中(小学校就学終期項まで)の者が子連れで出勤する際に必要となる保育施設等の環境整備に要する経費から次に掲げる経費を除いた額とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 補助対象者の事業の運営に係る経常的な経費</li> <li>(2) 人件費</li> <li>(3) 個人給付的な経費</li> <li>(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、補助対象経費として不適当と知事が認める経費</li> </ol>                       |  |  |

|                             |  |  |  |  |  |
|-----------------------------|--|--|--|--|--|
| <p>山口県子育て応援補助金事業（④ その他）</p> |  | <p>①から③までに掲げる事業のほか、育児休業取得や子育て促進に必要な企業独自の取組</p> | <p>育児中（小学校就学終期頃まで）の者が働きやすい職場環境づくりの整備に要する経費から次に掲げる経費を除いた額とする。</p> <p>(1) 補助対象者の事業の運営に係る経常的な経費<br/> (2) 人件費<br/> (3) 個人給付的な経費<br/> (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、補助対象経費として不適当と知事が認める経費</p> |  |  |
|-----------------------------|--|--|--|--|--|

別表 2 (第 3 条関係)

| 業種分類  | 資本金・従業員の規模   |
|---|--|
| ① 製造業、建設業及び運輸業                                      | 資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の法人及び個人     |
| ② 卸売業   | 資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の法人及び個人     |
| ③ サービス業(ソフトウェア業、情報処理サービス業及び旅館業を除く。)                 | 資本金の額又は出資の総額が 5,000 万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の法人及び個人 |
| ④ 小売業   | 資本金の額又は出資の総額が 5,000 万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 50 人以下の法人及び個人  |
| ⑤ ゴム製品製造業(自動車及び航空機用のタイヤ及びチューブの製造業並びに工場用ベルトの製造業を除く。) | 資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 900 人以下の法人及び個人     |
| ⑥ ソフトウェア業及び情報処理サービス業                                | 資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の法人及び個人     |
| ⑦ 旅館業   | 資本金の額又は出資の総額が 5,000 万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 200 人以下の法人及び個人 |
| ⑧ その他の業種  | 資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の法人及び個人     |
| ⑨ 医療法人、社会福祉法人、学校法人、農事組合法人、農業法人                      | 常時使用する従業員の数が 300 人以下の者                                   |
| ⑩ 中小企業支援法第 2 条第 1 項第 4 号に規定される中小企業団体                | 業種分類①から⑧までの区分に応じ、①から⑧までの従業員の規模以下の者                       |
| ⑪ 特別の法律によって設立された組合及びその連合会                           | 業種分類①から⑧までの区分に応じ、①から⑧までの従業員の規模以下の者                       |
| ⑫ 財団法人及び社団法人  | 業種分類①から⑧までの区分に応じ、①から⑧までの従業員の規模以下の者                       |
| ⑬ 特定非営利活動法人   | 業種分類①から⑧までの区分に応じ、①から⑧までの従業員の規模以下の者                       |

別表3 (第3条関係)

| 事業区分                         | 補助対象者   | 補助対象事業                         | 補助対象経費   | 補助率   | 補助額   |
|------------------------------|---|--------------------------------|--|-------|---|
| 山口県子育てサポート職場環境づくりサービス創造補助金事業 | <p>補助対象事業を行うものであって、以下(1)～(3)を全て満たす事業者(国又は地方公共団体の出資を受けている者を除く。)</p> <p>(1)宗教団体や政治活動を主たる目的とする事業主もしくは暴力団または暴力団員の統制下にある事業者ではないこと</p> <p>(2)県税の滞納がないこと</p> <p>(3)過去3年間に労働関係法令に違反する重大な事実がないこと</p> | 補助対象者が子育てをサポートするサービスを新たに実施する事業 | <p>補助対象事業の実施に要する経費から次に掲げる経費を除いた額とする。</p> <p>(1)補助対象者の事業の運営に係る経常的な経費</p> <p>(2)人件費</p> <p>(3)個人給付的な経費</p> <p>(4)(1)から(3)までに掲げるもののほか、補助対象経費として不適当と知事が認める経費</p> | 1 / 2 | <p>1事業者あたり、左の補助対象経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と3,000千円とを比較して少ない方の額を補助額とする。</p> <p>ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。</p> |